

審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 23

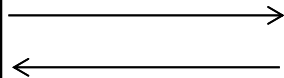
処 分 名	墓地使用权の承継の許可	
処 分 の 概 要	市営墓地の利用者が死亡またはその他の理由により相続人等がその権利を引き継ぐため、相続人等の申請に基づき使用を許可する。	
根 拠 法 令 名	松山市墓地条例施行規則(昭和51年規則第74号)	
条 項	第4条第1項	
所 管 課	公園緑地課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	7日	
標準処理期間	計	7日
判断基準	松山市墓地条例施行規則第4条を基準とする。	
【根拠法令等】	<p>松山市墓地条例施行規則</p> <p>(墓地使用权の承継)</p> <p>第4条墓地を使用する権利(以下「墓地使用权」という。)は、利用者の死亡その他の理由により、相続人又は親族若しくは縁故者等で当該使用者に代わつて祭祀を主宰する者が、市長の許可を得て承継することができる。</p> <p>2 前項の規定により墓地使用权を承継しようとする者は、市長に墓地使用权承継許可申請書(第4号様式)を提出しなければならない。</p> <p>3 市長は、前項の規定による申請に対し許可するときは、許可証を申請人に交付するものとする。</p>	

手続の流れ

申請

市 民

所 管 課



処理日数 7日

交付